

通達甲教第17号

令和3年3月11日

本部内各部課長  
警察学校長 殿  
各警察署長

茨城県警察本部長

警察資料の管理、展示等に関する要綱の改正について

警察資料の管理、展示等については、警察資料の管理、展示等に関する要綱（昭和57年2月25日付け通達甲教第7号別添）に基づき実施してきたところであるが、この度、同要綱の一部を改めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、警察資料の管理、展示等に関する要綱の制定について（昭和57年2月25日付け通達甲教第7号）は、廃止する。

記

主な改正点

警察資料の展示場所に警察本部庁舎を加えた。

別添

## 警察資料の管理、展示等に関する要綱

### 1 趣旨

この要綱は、茨城県警察資料の収集、整備に関する訓令（昭和56年茨城県警察本部訓令第2号。以下「訓令」という。）第11条の規定に基づき、警察資料の管理、展示等に関し必要な事項を定める。

### 2 管理責任者

- (1) 警察本部に管理責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。
- (2) 管理責任者は、訓令第3条の規定により設置された警察資料収集整備委員会において認定し、警察資料原簿（訓令様式第2号）に登録した警察資料（以下「資料」という。）の適正な管理に努める。
- (3) 管理責任者は、毎年2回定期的に資料の点検を行わなければならない。

### 3 資料の展示

- (1) 資料を展示するため、警察学校に茨城県警察資料館（以下「資料館」という。）を置く。
- (2) 管理責任者が公開することが適当と認めた資料は、資料館又は警察本部庁舎に展示することとする。

### 4 資料館の観覧責任者

- (1) 資料館の観覧責任者は、警察学校長をもって充てる。
- (2) 観覧責任者は、警察資料館観覧者名簿（様式第1号）を資料館に備え付け、観覧者の利用状況を明らかにしておくこと。
- (3) 警察職員以外の者が資料館を観覧するときは、原則として事前に、警察資料館観覧申請書（様式第2号）を観覧責任者に提出させなければならない。
- (4) 警察職員以外の者が資料館を観覧するときは、警務部教養課又は警察学校の職員が立ち会わなければならない。

### 5 資料館の観覧時間

資料館の観覧時間は、平日（日曜日、土曜日又は休日（職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）第2条第1項に規定する休日をいう。）を除いた日をいう。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、資料館の管理上支障のあるときは、観覧時間を変更し、又は観覧させないことができる。



# 警察資料館観覧申請書

## 申請者

住所

職業

氏名

( 歳)

連絡先

希望観覧日・時間

※観覧可能日：土、日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日

※観覧可能時間：午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

観覧者

申請者に同じ

○をしてください

申請者以外の観覧希望者

1 住所

職業

氏名

( 歳)

2 住所

職業

氏名

( 歳)

3 住所

職業

氏名

( 歳)

4 住所

職業

氏名

( 歳)

観覧時に身分証明書の提示をお願いします。